

株主各位

第27回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示情報

2022年6月2日

Zホールディングス株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	保有者数	1株当たり発行価額	1株当たり行使価額	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の数	権利行使期間
LINE 第22回新株予約権	3名	296円	298円	28,685個	33,704,875株	2022年7月29日から2029年7月8日まで
LINE 第26回新株予約権	3名	223円	481円	28,685個	33,704,875株	2023年11月5日から2030年11月5日まで
LINE 第29回新株予約権	3名	304円	783円	21,485個	25,244,875株	2024年11月11日から2031年10月24日まで

- (注) 1. 保有者は、いずれも当社取締役(監査等委員である取締役を除く)であり、社外取締役は含まれていません。
2. LINE第22回新株予約権及びLINE第26回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
3. LINE第29回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)の取締役及び執行役員としての地位に基づき付与されたものです。
4. 新株予約権の行使の条件(概要)
- (1) LINE第22回新株予約権について
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社(財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間及び行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
- (イ) 2022年7月29日から2025年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- (ロ) 2023年7月29日から2026年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- (ハ) 2024年7月29日から2027年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

- (2) LINE第26回新株予約権について
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間及び行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
- (イ) 2023年11月5日から2026年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- (ロ) 2024年11月5日から2027年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- (ハ) 2025年11月5日から2028年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%
- (3) LINE第29回新株予約権について
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間及び行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
- (イ) 2024年11月11日から2027年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- (ロ) 2025年11月11日から2028年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- (ハ) 2026年11月11日から2029年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	交付者数 保有者区分	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
LINE第29回 新株予約権	7名 当社子会社 の取締役及 び執行役員	304円	783円	8,755個	10,287,125株	2024年11月11日から 2031年10月24日まで

(注) 上記の新株予約権の主な行使条件は、前記「3. 会社の新株予約権等に関する事項 (1) 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況」注記4. (3) に記載のとおりです。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年12月3日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き新株予約権

	保有者数 保有者区分	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
Zホールディングス株式会社 2021年度第1回 新株予約権	1名 BofA証券 株式会社	2.15円	731円	103,000個	103,000,000株	2022年1月17日から 2024年1月16日

(注) 上記の新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

・行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が663円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

・行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利

の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- ・その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	430百万円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	1,114百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務についての対価を支払っていますが、重要性が乏しいため、業務内容の記載は省略しています。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。

また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、その適切な運用に努めています。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、企業行動憲章および当社グループ（当社、当社の子会社および関連会社を総称したものをいう）の行動規範を定め全使用人に周知する。
- ② コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるよう、法務部門を所管する執行役員にコンプライアンス統括部門を所管させる。コンプライアンス統括部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンスの状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に定期的に報告する。
- ③ 内部通報（コンプライアンスホットライン）に関する社内規程を定め、コンプライアンス統括部門のほか、Co-CEO（共同最高経営責任者）または常勤の監査等委員が通報者から直接報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して通報環境の整備に努める。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査

し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役会に付議し、審議を求めることとする。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告するものとし、取締役会の監督を受ける。

- ④ コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携し、法務部門は、取締役および全使用人に対するセミナーの実施等、社内の啓発活動を実施することとする。
- ⑤ 使用人の法令・定款違反については人事部門を所管する執行役員または法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申することとする。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。

■運用状況

- ① 企業行動憲章および当社グループの行動規範を全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載するなどして周知しました。また、行動規範の制定について詳しく解説した説明資料を作成し、経営トップメッセージ動画資料と合わせて社内周知を行っています。

- ② コンプライアンス統括部門が、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、社内およびグループ会社における問題点の把握に努めています。また、コンプライアンスの状況について当社コンプライアンス委員会および取締役会に報告しました。
- ③ 内部通報制度においては、複数の通報先を確保することで社員が通報をしやすい仕組みを整えています。内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分等を行っています。また、当該事項のうち社員に係る事項については、コンプライアンス委員会および取締役会に報告しました。
- ④ ハラスメント等の基礎的項目や腐敗防止等の社内ルールに関するコンテンツを全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載するなどしました。また、取締役と執行役員向けにはハラスメント、インサイダー、公益通報者保護法改正などをテーマとした研修を実施しました。
- ⑤ 基本方針に基づき取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申することとする体制としています。
- ⑥ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会的勢力との取引を防止しています。また、継続的な社内教育の実施のために、反社会的勢力との取引の防止に関する教育資料を社員が常時閲覧できる状態とし、その旨を周知しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定めたくて保管し、いつでも取締役が閲覧できることとする。

■運用状況

- ① 基本方針に基づき重要な意思決定に係る文書および業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定めたくて保管し、取締役会が常時閲覧可能な状態としています。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。
- ② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のため、非常災害対策に関する規程を作成する。
- ③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、事故管理を担当する部署が管理運営するフローを整備し、素早く報告、対応および再発防止等がなされることとする。
- ④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。

- ⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。
- ⑥ 情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。

■運用状況

- ①② 当社のリスク管理および情報セキュリティに関する規程を整備し、当該規程に基づき、ERM体制の整備・運用、非常災害対策の整備、情報セキュリティに関する体制の整備・運用等を行うとともに、教育を推進するチームを新設しました。また、報告会や研修等の実施により、社員への周知および社員のリスク管理のスキルや力量の向上に努めています。社長をはじめとした経営陣幹部は、リスクアセスメントやマネジメントレビューの結果や社内外の情勢変化に基づき当社グループのトップリスクを定め、リスク対応を進めています。
- ③ 事故の再発を抑え会社の損失・信頼低下を防ぐため、発生した事故に対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的とした「事故報告システム」を整備しています。
- ④ Group Chief Trust & Safety Officer (GCTSO) を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。

- ⑤ 情報セキュリティ統括組織に、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進するチームを新設し、社員教育プログラムの策定やその実施を強化し周知徹底を行なっています。
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しています。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。
- ② 業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。
- ③ 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成し、取締役の効率的な職務執行を支援する。
- ④ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
- ⑤ 職務執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施する。

■運用状況

- ① 執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。

- ② 基本方針に基づき業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備しています。
- ③ 経営に係る重要事項に関し適切かつ迅速な意思決定ができるよう、定例で執行を掌る取締役、執行役員等を構成員とする経営会議を組成し、当該案件に対する多角的な検討を行っています。
- ④ 当社の戦略・ビジョンについては、社員大会などを通じて、グループ各社も含めた社員に向けて浸透を図っています。
- ⑤ 内部監査部門において、重要観点であるデータガバナンス、子会社管理体制をはじめとした多様な観点で内部監査を実施対象とし、対象部門において改善に取り組んでいます。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社等からの独立性を確保するための体制
 - (a) 当社の親会社等との取引は、当該取引の当社に対する必要性および取引条件の公正性を確認した上でその実施を判断する。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場をしていない子会社（但し、金融持株会社など経営の独立性維持が必要な子会社を除く）との間では、関係会社

管理に関する社内規程に基づき、会社運営に関する協定書を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を原則として事前に求めることとする。

- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。
 - (b) 関係会社管理および投融資に関する社内規程において、当社における各子会社の所管部門を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。
 - (c) 子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社から当社のリスクマネジメント担当部門に当該事故等について報告をさせることを、会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社のリスクマネジメント担当部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。

- ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。
- (b) 子会社の規模や業態等に応じて当社グループ共通で使用できる各種システム等を導入する。
- (c) 子会社の資金の調達および運用について、当社の財務の統括部門が指導、支援または助言を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社グループに共通の企業行動憲章および行動規範を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。
- (b) 各関係会社間において行われる取引および各関係会社における業務に係る法令遵守および業務の適正性・効率性の確保のため当社と親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程を定める。
- (c) 当社グループのコンプライアンス責任者を構成員とする会議を設置し、当社グループのコンプライアンス担当者が情報交換および意見交換等を行える場を確保する。
- (d) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者とは適宜意見交換等を行う。

- (e) 当社グループごとに当社の採用する内部統制システムに整合する形で内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導する。
- (f) 当社グループの役職員も内部通報を利用し社外の弁護士に直接通報できることとする。

■運用状況

- ① 親会社等が関連当事者となる取引のうち、取締役会付議対象案件については、取締役会への付議前に監査等委員4名から構成されるガバナンス委員会で、公正性、経済合理性、適法性といった観点での審議を実施しています。
- また、取締役会付議対象外の案件についても、原則として、ガバナンス委員会より授権された常勤監査等委員により同様の視点に基づく事前確認を実施しています。
- ② 新たに子会社となった非上場の会社との間で、「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。
- ③ 内部監査部門では、全連結子会社等に対し、直接或いは間接的に、親会社監査・基本的内部統制確認、各社内部監査機能のモニタリングなどを実施し、「子会社の損失の危険の管理」に対応しています。
- リスク管理部門では、当社グループのERM活動を統括し、各子会社におけるERM体制の整備と運用を支援しています。

また、子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報提供の場としてグループのイントラネットを活用しています。加えて、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させる等して、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。

- ④ 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言をしています。また、会計管理システム等、グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。
- ⑤ 毎年1回、子会社のコンプライアンス責任者および担当者がグループCCO会議に集まり情報交換をしています。
- また、必要に応じて子会社のコンプライアンス責任者および担当者とは個別に面談を行い、個社ごとの課題の共有や検討を行っています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。
- ② 監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。

7. 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。

8. 監査等委員会の第一項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

■運用状況

6. 7. 8.

監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するため、監査職務を支援する監査等委員業務室（所属3名）を設置しています。監査等委員業務室の人事については、独立性に留意し監査等委員会にて同意を得ることとしています。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。
 - (a) 当社グループに関する重要事項
 - (b) 内部統制システムの構築・運用の状況
 - (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
 - (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項
 - (e) 当社グループの内部監査の状況
 - (f) 重要案件の審議内容
 - (g) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況および結果
 - (h) 当社グループにおける重要性の高いリスクの分析および評価
 - (i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況等
 - (j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ② 最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとする。

■運用状況

- ① 当社グループに関する重要事項等について監査等委員会または監査等委員へ定期的に報告を行っています。また、監査等の観点から重要な案件について、遅滞なく（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）報告を実施しています。
- ② 最高財務責任者および法務管掌責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度を使って報告・通報や相談をした者に対し、当該報告・通報や相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。

■運用状況

- ① 社内規程において、監査等委員から報告を求められた場合は、必要な報告を行わなければならない旨を明記しています。内部通報者についても、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しています。

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

■運用状況

- ①② 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払いを行っています。また、監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会または監査等委員は、必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。
- ② 当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。
- ③ 常勤の監査等委員を、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とする。

■運用状況

- ①② 当社の重要な意思決定に関わる経営会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員は、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に出席し、担当部門から直接報告を受けています。
- ③ 重要な子会社のCEO、監査役および内部監査部門との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、当社グループにおける監査の実効性を確保しています。

（注）上記の内部統制基本方針は、2022年3月31日現在のものを記載しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 包括利益 累計額	合計		
2021年4月1日	237,724	2,063,881	362,999	△ 17,385	35,098	2,682,318	307,279	2,989,597
当期利益			77,316			77,316	14,314	91,631
その他の包括利益					29,721	29,721	△ 33	29,687
当期包括利益	—	—	77,316	—	29,721	107,037	14,281	121,319
所有者との取引額等								
新株の発行	255	255				511		511
剰余金の配当			△ 42,228			△ 42,228	△ 10,267	△ 52,495
その他の包括利益累計額 から利益剰余金への振替			3,043		△ 3,043	—		—
自己株式の取得				△ 68,289		△ 68,289		△ 68,289
自己株式の消却		△ 31,587		31,587		—		—
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動						—	△ 3,744	△ 3,744
支配継続子会社に対する 持分変動		△ 7,942				△ 7,942	△ 9,143	△ 17,085
株式に基づく報酬取引		12,202				12,202		12,202
その他		574	192			767	△ 585	181
所有者との取引額等合計	255	△ 26,496	△ 38,992	△ 36,701	△ 3,043	△ 104,978	△ 23,740	△ 128,719
2022年3月31日	237,980	2,037,384	401,322	△ 54,086	61,776	2,684,377	297,819	2,982,197

計算書類

貸借対照表

(ご参考)

(単位：百万円)
(ご参考)

	第27期 2022年3月31日 現在	第26期 2021年3月31日 現在	第27期 2022年3月31日 現在	第26期 2021年3月31日 現在
資産の部				
流動資産	559,539	236,905		
現金及び預金	130,277	110,672		
売掛金	526	502		
前払費用	1,565	1,233		
未収入金	903	244		
関係会社短期貸付金	423,084	120,092		
その他	3,205	4,206		
貸倒引当金	△ 22	△ 46		
固定資産	2,988,159	2,953,289		
有形固定資産	47	49		
建物	43	46		
工具、器具及び備品	4	3		
無形固定資産	55	273		
ソフトウェア	55	273		
投資その他の資産	2,988,056	2,952,966		
投資有価証券	5,055	13,608		
関係会社株式	2,824,730	2,799,128		
関係会社長期貸付金	161,600	143,914		
その他	287	276		
貸倒引当金	△ 3,616	△ 3,961		
資産合計	3,547,698	3,190,195		
負債の部				
流動負債	490,333	202,088		
短期借入金	175,370	127,400		
未払金	4,205	2,992		
未払費用	631	549		
未払法人税等	3	3		
預り金	176,035	31		
1年内返済予定の長期借入金	47,500	30,000		
その他	86,587	41,111		
固定負債	719,317	610,803		
社債	520,000	505,000		
長期借入金	198,750	105,000		
繰延税金負債	567	803		
負債合計	1,209,651	812,892		
純資産の部				
株主資本	2,320,734	2,374,982		
資本金	237,980	237,724		
資本剰余金	2,037,561	2,068,893		
資本準備金	233,061	232,805		
その他資本剰余金	1,804,500	1,836,087		
利益剰余金	99,279	85,749		
利益準備金	27	27		
その他利益剰余金	99,252	85,721		
繰越利益剰余金	99,252	85,721		
自己株式	△ 54,086	△ 17,385		
評価・換算差額等	1,763	2,297		
その他有価証券評価差額金	1,763	2,297		
新株予約権	15,548	23		
純資産合計	2,338,047	2,377,303		
負債純資産合計	3,547,698	3,190,195		

損益計算書

(単位：百万円)
(ご参考)

	第27期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第26期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
営業収益	92,285	14,443
関係会社受取配当金	90,439	12,742
その他の営業収益	1,845	1,701
営業費用	28,036	8,709
営業利益	64,248	5,734
営業外収益	5,961	4,964
受取配当金	740	417
受取利息	4,956	3,111
その他	263	1,434
営業外費用	7,702	9,482
支払利息	2,819	2,905
社債利息	2,191	1,716
支払手数料	2,651	2,075
その他	39	2,785
経常利益	62,506	1,215
特別利益	11,815	3,588
投資有価証券売却益	3,499	3,588
関係会社株式売却益	8,315	—
特別損失	18,559	1,048
投資有価証券評価損	301	—
関係会社株式評価損	18,257	607
投資有価証券売却損	—	235
関係会社株式売却損	—	204
税引前当期純利益	55,762	3,755
法人税、住民税及び事業税	3	△153
法人税等合計	3	△153
当期純利益	55,758	3,909

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年4月1日	237,724	232,805	1,836,087	2,068,893
当期変動額				
新株の発行	255	255	—	255
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△ 31,587	△ 31,587
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	255	255	△ 31,587	△ 31,331
2022年3月31日	237,980	233,061	1,804,500	2,037,561

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日	27	85,721	85,749	△ 17,385	2,374,982
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	511
剰余金の配当	—	△ 42,228	△ 42,228	—	△ 42,228
当期純利益	—	55,758	55,758	—	55,758
自己株式の取得	—	—	—	△ 68,289	△ 68,289
自己株式の消却	—	—	—	31,587	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	13,530	13,530	△ 36,701	△ 54,247
2022年3月31日	27	99,252	99,279	△ 54,086	2,320,734

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2021年4月1日	2,297	2,297	23	2,377,303
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	511
剰余金の配当	—	—	—	△ 42,228
当期純利益	—	—	—	55,758
自己株式の取得	—	—	—	△ 68,289
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 533	△ 533	15,524	14,991
当期変動額合計	△ 533	△ 533	15,524	△ 39,256
2022年3月31日	1,763	1,763	15,548	2,338,047

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

Zホールディングス(株)および連結子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………135社

主要な連結子会社の名称

ヤフー(株)	LINE(株)	(株)ZOZO
アスクル(株)	バリューコマース(株)	PayPayカード(株) (注1)
(株)一休	PayPay銀行(株) (注2)	Zフィナンシャル(株)
LINE Plus Corporation	LINE Financial(株)	LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.

Zホールディングス中間(株)

(注1) 旧社名：ワイジェイカード(株)

(注2) 旧社名：(株)ジャパンネット銀行

連結子会社ではなくなった主な会社の名称および連結除外の理由

ワイジェイFX(株) (注1)	全株式の売却
(株)イーブックイニシアティブジャパン	支配株主の異動

(注1) 現社名：外貨ex byGMO(株)

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社の数……………36社

主要な持分法適用会社の名称

PayPay(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、「FVTPLの金融資産」という。)および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下、「FVTPLの金融負債」という。)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

② 分類

a. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、(a) 償却原価で測定する金融資産、(b) その他の包括利益を通

じて公正価値で測定する負債性金融資産(以下、「FVTOCIの負債性金融資産」という。)、(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(以下、「FVTOCIの資本性金融資産」という。)、(d) FVTPLの金融資産に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

(a) 償却原価で測定する金融資産
以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCI

の負債性金融資産」に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または

損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

以下の要件のいずれかに該当する場合には「FVTPLの金融資産」に分類しています。

- ・ 売買目的保有の金融資産
 - ・ 「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」、「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合
- 売買目的保有には、デリバティブ以外の金融資産で、主として短期間に売却する目的で取得した売却目的保有の金融資産を分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

FVTPLの金融負債は当初認識後、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

c. デリバティブ金融資産および負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、各四半期末の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しています。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

③ 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

④ 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

⑤ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産に係る予想信用損失について、貸倒引当

金を認識しています。期末日毎に、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況、将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコスト労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法および減損

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれています。減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

・ 建物および構築物	3年～50年
・ 工具、器具および備品	2年～20年
・ 機械装置および運搬具	2年～15年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

② 使用権資産

リースの開始日に使用権資産を認識しています。使用権資産は開始日において、取得原価で測定しており、当該取得原価は、リース負債の当初測定のコスト、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額、発生した当初直接コストおよびリースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積りの合計で構成されています。

開始日後においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しています。使用権資産は、当社グループがリース期間の終了時に原資産の所有権を取得する場合を除き、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方まで定額法を用いて減価償却しています。使用権資産の耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しています。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間および行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしています。

③ 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しています。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件をすべて満たした

日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しています。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって主に定額法で計上しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

・ソフトウェア	5年～10年
・顧客基盤	11年～25年

償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

④ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、連結会計年度の一定時期、また

はその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っています。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を当該資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しています。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れば行いません。

⑤ のれんを除く有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損

当社グループは、各四半期末に、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産、使用権資産および無形資産の帳簿価額をレビューしています。

減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っています。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。

使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割

引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しています。資産(または資金生成単位)の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産(または資金生成単位)の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産(または資金生成単位)の帳簿価額は、過去の期間において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の資産(または資金生成単位)の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しています。主な引当金の内容は以下のとおりです。

① 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。

② 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。また、棚卸資産の内訳は、主として商品です。

② 外貨換算

a. 外貨建取引

当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性項目は、各四半期末の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値

で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、「b. 在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債(取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む)は、各四半期末の為替レートで日本円に換算しています。収益および費用は、その各四半期の平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しています。

在外営業活動体の持分すべてまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

③ 退職給付

当社グループでは主に確定拠出制度を採用しています。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

④ 売上収益

IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに依りて)収益を認識する。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

また、顧客との契約の獲得又は履行のためのコスト(以下、契約コスト)のうち、回収が見込まれる部分について、資産として認識しています。契約コストから認識した資産については、顧客との見積契約期間にわたり定額法で償却しています。

当社グループにおける各事業の主要な収益認識基準は、以下のとおりです。

a. メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。

主な売上収益は、検索広告、ディスプレイ広告、アカウント広告等であり、以下のとおり収益を認

識しています。

(a) ヤフー広告サービス

主に広告主向けにヤフー広告サービスを提供しており、検索広告、ディスプレイ広告等から構成されます。

検索広告は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品です。「Yahoo! JAPAN」上で検索をした際、その検索キーワードに応じて検索結果ページに表示され、掲載された広告がクリックされた場合に課金されます。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告(予約型)およびディスプレイ広告(運用型)からなります。

ディスプレイ広告(予約型)は、「ブランドパネル」や「プライムディスプレイ」等、「Yahoo! JAPAN」の各種プロパティ内に表示され、画像や映像等を用いた多彩な広告表現が可能な広告商品です。主な顧客は広告代理店です。ビューアブルインプレッション購入型、枠購入型、時間帯ジャック購入型の期間販売で、契約に則して掲載することが履行義務になります。ディスプレイ広告(予約型)は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識し

ています。

ディスプレイ広告（運用型）は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品であり、ターゲット条件を設定し、条件に一致するユーザーが閲覧している「Yahoo! JAPAN」や提携サイトに広告配信を行います。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。ディスプレイ広告（運用型）は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

(b) LINE広告サービス

主に広告主向けにLINE広告サービスを提供しており、ディスプレイ広告、アカウント広告等から構成されます。

ディスプレイ広告は、主にLINE VOOM、LINE NEWSに掲載される広告で、インプレッション、ビュー、クリック等の特定のアクションを基に対価を受領します。随時ユーザーに対して広告を表示することが履行義務となり、契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しています。

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。LINE公式アカウントは、企業等の広告主が、当該広告主を「友だち」として追加したLINEユーザーに直接メッセージを送信することができるサービスです。LINE公式アカウントを契約期間

にわたり維持するとともに、広告主がいつでもLINEユーザーにメッセージを送信できるようにすることが履行義務となります。そのため、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。LINEスポンサードスタンプは、LINE公式アカウントの広告主が、無料でダウンロードすることができるLINEスポンサードスタンプをLINEユーザーに提供することができるサービスです。契約期間にわたりユーザーが望むときにいつでもスポンサードスタンプを利用できるようにすることが広告主に対する履行義務となります。そのため、契約期間にわたり収益を認識しています。

b. コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供をしています。

主な売上収益は、アスクルグループの物品販売サービス、「ZOZOTOWN」や「ヤフオク!」等のeコマース関連サービス、「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービスであり、以下のとおり収益を認識しています。

(a) アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する

支配を獲得した時点で認識しています。

(b) 「ZOZOTOWN」

主に「ZOZOTOWN」内にテナント形式で出店する各ブランドの代理人として、個人ユーザー向けに商品の受託販売を行っており、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で、商品取扱高に各手数料料率を乗じた受託販売手数料を収益として認識しています。

(c) 「ヤフオク!」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

(d) 「Yahoo!プレミアム」

個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「Yahoo!プレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

5 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

取得日において、識別可能な取得した資産および引受けた負債は、以下を除き、取得日における公

正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産（または繰延税金負債）および従業員給付契約に関連する資産（または負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されず。上記以外の非支配持分は、公正価値、または該当する場合には、他の基準書に特定されている

測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日（すなわち当社グループの支配獲得日）の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されます。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

⑥ 売却目的保有に分類された資産および処分グループ

継続的使用よりも主に売却取引により回収が見込まれる資産および処分グループについて、1年以内に売却する可能性が高く、現状で直ちに売却することが可能で、経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的保有に分類しています。当社グループが、子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約し上記の条件を満たす場合は、当社グループが売却後にその子会社の非支配持分を保有するか否かにかかわらず、その子会社の資産および負債を売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

また、売却目的保有への分類後は、有形固定資産および無形資産の減価償却または償却は行いません。

⑦ 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られた時に認識しています。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しています。純損益として認識された補助金については、関連する費用から控除しています。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しています。

II 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「販売費及び一般管理費」に含めていた「子会社株式売却益」は重要性が増したため、独立掲記しています。また、前連結会計年度において独立掲記していた「固定資産売却益」「固定資産除却損」「減損損失」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「販売費及び一般管理費」に含めて表示しています。

III 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある、将来に関する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りです。

企業結合により取得した無形資産の測定および無形資産やのれんの減損にかかる見積り

企業結合により取得した無形資産は、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産（顧客基盤や商標権など）は、見積将来キャッシュ・フローや割引率、既存顧客の逓減率、対象商標権から生み出される将来売上予想やロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

また、無形資産およびのれんの減損を判断する際に、資金生成単位の回収可能価額の見積りが必要となりますが、減損テストで用いる回収可能価額は、資産の耐用年数、資金生成単位により生じることが予想される見積将来キャッシュ・フロー、市場成長率見込、市場占有率見込、成長率見込および割引率等の仮定に基づいて測定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性が

あり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

企業結合により取得した無形資産およびのれんに関する内容については「4. 会計方針に関する事項(4) ⑤ 企業結合」、各金額については「XII 企業結合」に記載しています。無形資産およびのれんの減損に関する内容については「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な固定資産の減価償却の方法および減損」に記載しています。なお、当連結会計年度において、企業結合により取得した無形資産およびのれんの減損は計上していません。

IV 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に提供している資産等

(1) 担保に提供している資産

銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として銀行事業の有価証券53,432百万円を差入れています。また、その他の金融資産には、中央清算機関差入証拠金125,200百万円を含みます。

(2) その他

当連結会計年度末の現金及び現金同等物のうち利用が制限されている資産は333,396百万円です。主な内容は、銀行事業を営む子会社の日銀預け金です。銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額(法定準備預金額)を日本銀行に預け入れる義務があり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	3,432百万円
カード事業の貸付金	12,168百万円
銀行事業の貸付金	520百万円
その他の金融資産	12,761百万円
その他の資産	0百万円

3. 資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	136,341百万円
使用権資産	79,119百万円

V 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社株式売却益

当連結会計年度において、ワイジェイFX(株)(現 外貨ex byGMO(株))の全株式をGMOフィナンシャルホールディングス(株)に売却したことによるものです。譲渡価格は28,729百万円になります。

2. 子会社の支配喪失に伴う利益

子会社の支配喪失に伴う利益の主な内容は以下のとおりです。

2021年9月30日に、当社はLINE Digital Frontier(株)(以下「LDF」という。)及びNAVER Corporationとの間で、(株)イーブックイニシアティブジャパン(以下「イーブック」という。)の株式を非公開化することを前提とした一連の取引契約(以下「本取引契約」という。)を締結しました。

本取引契約の一環としてイーブックが、2022年3月14日付けで株式併合により生じた端株をLDFに対して売却した結果、イーブックが当社の子会社に該当しなくなったことにより生じたものです。

3. 株式交換差益

2022年3月31日に、LDFを株式交換完全親会社、イーブックを株式交換完全子会社とし、ヤフー(株)が保有するイーブックの株式とWebtoon Entertainment Inc.の株式をそれぞれの対価とする三角株式交換を実施したことにより生じたものです。

4. 持分法による投資の減損損失

当連結会計年度において、持分法による投資の減損損失18,378百万円を計上しています。これは、(株)出前館に係る持分法で会計処理されている投資について減損の兆候があると判断し、減損テストを実施した結果、(株)出前館に係る持分法で会計処理されている投資の帳簿価額を回収可能価額まで減額したことに由来するものです。当該回収可能価額は使用価値により測定しており、見積将来キャッシュ・フローを税引前割引率14.1%で割り引いて算定しています。

VI 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式……………7,596,161,561株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2021年 5月18日 取締役会	普通 株式	42,228	5.56	2021年 3月31日	2021年 6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年5月17日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりといたします。

- ① 配当金の総額……………43,535百万円
 - ② 1株当たり配当額……………5.81円
 - ③ 基準日……………2022年3月31日
 - ④ 効力発生日……………2022年6月3日
- なお、配当原資については、利益剰余金といたします。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式……………103,019,600株

VII 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

銀行事業を営む子会社においては、インターネット専業銀行として、顧客からの預金受入れ等により調達を行い、貸付金および有価証券の購入等にて運用を行っています。

主として金利変動を伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、銀行事業を営む子会社では、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引を行っています。

(1) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

② 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式等の資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

③ 金利リスク(銀行事業を営む子会社を除く)

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用において金利変動リスクに晒されています。また、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的モニタリングを行っています。

④ 銀行事業を営む子会社における金利リスク管理

銀行事業を営む子会社では、金利変動リスクの管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しています。また、定期的にイールドカーブの形状変化(パラレルシフトやスティープニング等)に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしています。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行ったうえで、業務部門から独立したリスク管理部において実施する体制としています。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、相互牽制体制を確保しています。

(2) 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産（株式およびデリバティブ等）において、取引先の信用リスクに晒されています。

カード事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

銀行事業の有価証券には、内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。

銀行事業の貸付金には、個人向けの非事業性ローン、住宅ローンおよび事業性ローンが含まれており、これらは顧客の信用リスクに晒されています。

当社グループは、保有するこれらの金融資産について主に国内の信用リスクに集中していますが、当該リスクの未然防止または低減のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証等の取り付けを行っているほか、取引先毎に期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしています。

また、銀行事業の貸付金のうち個人向け非事業性ローンおよび保証付き事業性ローンについては、原則として保証会社による債務保証を受けており、住宅ローンは担保付貸出金です。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っ

ており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しています。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的です。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少です。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えています。

(3) 流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されています。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わず、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限定して行っています。資金調達については、主に銀行借入や社債発行、債権流動化等の直接調達を行っており、その返済・償還期間は市場の状況や長期、短期のバランスを調整して決定しています。

なお、銀行事業を営む子会社における資金運用については、市場流動性の高い債券を多く運用する等、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っています。資金調達については、短期資金への過度の依存を防ぐために、短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその順守状況をモニタリングしています。また大量の預金流出等の緊急時の資金調達に備えるため、資金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしています。

VIII 金融商品の公正価値等に関する注記

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2－レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3－重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

外国為替証拠金取引については、公正価値は類似契約の相場価格に基づき評価しているため、レベル2に分類しています。株式のうち、上場株式の公正価値については各四半期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格等を使用して測定しています。測定に使用する相場価格および将来キャッシュ・フローにかかる永久成長率等のインプットのうち、全ての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。債券および信託受益権の公正価値は、売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

上記以外の連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしています。

(1) 銀行事業の預金および有利子負債の期日別残高

銀行事業の預金および有利子負債の期日別残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
銀行事業の預金	1,431,175	1,431,231	1,414,173	6,233	4,573	1,445	1,062	3,744
有利子負債								
短期借入金	390,133	390,633	390,633	—	—	—	—	—
コマーシャルペーパー	149,000	149,011	149,011	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	345,629	360,149	64,657	69,490	68,562	42,025	55,893	59,518
社債 (1年内償還予定含む)	603,977	615,127	87,247	111,958	76,751	71,313	120,954	146,901
リース負債	175,227	187,943	33,167	26,987	23,361	17,886	16,037	70,503
その他	2,535	3,106	599	586	553	461	334	571
合計	3,097,679	3,137,203	2,139,489	215,257	173,803	133,132	194,282	281,238

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、1,307,014百万円の要求払預金を含みます。

X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分……………358円25銭

基本的1株当たり当期利益……………10円20銭

X 収益認識に関する注記

1. 売上収益の分解

当社グループにおける各事業の売上収益について「ヤフー広告」、「LINE広告」、「物販EC」、「サービスEC」、「FinTech」に分解しています。

これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に基づき計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含みません。

売上収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

メディア	ヤフー広告	332,979
	LINE広告	187,287
	その他	112,509
メディア合計		632,777
コマース	物販EC	654,243
	サービスEC	17,667
	その他	137,219
コマース合計		809,130
戦略	FinTech	108,616
	その他	1,798
戦略合計		110,415
その他		15,098
合計		1,567,421
顧客との契約から生じる収益		1,510,435
その他の源泉から生じる収益		56,986

2. 収益を理解するための基礎となる情報

【I】 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ④ 売上収益」に記載の通りであります。

3. 残存履行義務に配分された取引価格

(1) 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
顧客との契約から生じた債権	209,358
契約負債	56,662

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは35,574百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は8,474百万円です。当該履行義務は、LINE関連サービスから生じており、主に19年以内に認識されると見込まれています。

なお、当社グループは、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内である契約の取引価格およびサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受ける契約の取引価格は、上記の未充足の履行義務に配分した取引価格には含めていません。

XI その他の注記

1. 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	6,846,655百万円
貸出実行残高	600,404百万円
貸出未実行残高	6,246,251百万円

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

2. 保証債務

当社グループは、債務保証を以下の通り行っています。

保証契約の総額	16,430百万円
保証残高	7,306百万円

主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を行っています。

3. 財務制限条項

当社グループの有利子負債のうち、長期借入金（1年内返済予定を含む）の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・2020年9月決算期以降の各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・2020年9月決算期以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・2020年9月決算期以降の各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・2020年9月決算期以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・2021年3月決算期以降の各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・2021年3月決算期以降の各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。

- ・2020年9月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値以下であること。

(a) ネットレバレッジ・レシオ＝ネットデット (b) ÷調整後EBITDA (c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行(株)の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(c) EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

XII 企業結合

LINE(株) (暫定的な金額の修正)

当社は、2021年3月1日にLINE(株)に対する支配を獲得しました。取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しています。当連結会計年度において、取得対価の配分が完了したことから、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しています。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財政状態計算書における取得資産および引受負債への主な影響額は、有形固定資産の減少2,762百万円、識別可能無形資産を含む無形資産の減少14,091百万円、繰延税金負債の減少5,351百万円、のれんの増加11,722百万円です。また、前連結会計年度の連結損益計算書への影響は軽微です。

支配獲得日における取得対価、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	
支配獲得日に交付した当社普通株式等(注) 1	1,850,494
取得資産及び引受負債の公正価値	
資産	1,042,727
現金及び現金同等物	177,082
営業債権及びその他の債権	62,223
有形固定資産	21,904
使用権資産	62,939
無形資産(注) 2	395,947
持分法で会計処理されている投資	174,281
その他	148,348
負債	△560,249
営業債務及びその他の債務	△87,700
有利子負債	△244,248
繰延税金負債	△150,503
その他	△77,796
純資産	482,478
非支配持分(注) 3	△16,968
のれん(注) 4	1,384,985
合計	1,850,494

(注) 1 支配獲得日に交付した普通株式は、支配獲得直前の日の終値で評価した金額で測定しています。また、取得対価には企業結合に伴う代替報酬を含みます。

- 2 無形資産
識別可能な無形資産394,413百万円が含まれており、内訳は以下のとおりです。なお、顧客基盤の見積耐用年数は12年~18年、技術資産の見積耐用年数は8年です。商標権は、耐用年数を確定できない無形資産に分類しています。また、企業結合により識別した無形資産は、見積将来キャッシュ・フロー、割引率、既存顧客の遞減率、対象商標権から生み出される将来売上収益、ロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

(単位：百万円)

顧客基盤	232,019
技術資産	2,278
商標権	160,116
合計	394,413

- 3 非支配持分
非支配持分は、LINE(株)(旧社名:LINE分割準備(株))の子会社に対するもので、支配獲得日における識別可能な当該子会社の純資産に、企業結合後の非支配持分比率を乗じて測定しています。
- 4 のれん
今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

XIII 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、急激な経済活動の縮小およびこれに伴う経済環境の悪化が発生していますが、当社グループにおいては当連結会計年度の業績に大きな影響はありません。現時点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の及ぶ期間と程度を合理的に推定することはできませんが、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社グループの将来収益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼし、その見積りに一定の不確実性が存在します。このような状況において、のれん、有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損評価、投資の公正価値評価および債権等に関する予想信用損失の評価などは、連結計算書類作成時点で利用可能な情報・事実に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の期間とその影響のリスクや不確実性を考慮のうえで、合理的な金額を見積って計上しています。ただし、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果としての見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券
 ……………償却原価法
- ② 子会社株式および関連会社株式
 ……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 ……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 市場価格のない株式等
 ……………移動平均法による原価法
 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

……………定額法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金** …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

4. 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は、当社の子会社に対する経営指導料です。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・企画等を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は契約期間にわたって、その他の営業収益として認識しています。

II 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首より適用しています。

これにより営業外収益に計上しているシステム使用料のうち、当社の役割が代理人に該当する取引については、対応する費用と相殺した純額で収益を認識しています。

収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

なお、当該会計基準等の適用に伴う期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。

なお、当該会計基準等の適用に伴う計算書類への影響はありません。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「関係会社短期貸付金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

前事業年度において、独立掲記していた投資その他の資産「長期前払費用」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記していた営業外収益「システム使用料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において、独立掲記していた営業外費用「社債発行費」「貸倒引当金繰入額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において、独立掲記していた営業外費用の「投資事業組合損失」は、当事業年度においては営業外収益の「投資事業組合利益」となりましたが、重要性が乏しいため、「その他」に含めて表示しています。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 6百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 1,454百万円
短期金銭債務 2,670百万円

Ⅴ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	92,285百万円
営業費用	5,594百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	5,135百万円
営業外費用	169百万円

2. 関係会社株式評価損

当社の関連会社である㈱出前館の株式について、時価が著しく下落したことにより計上したものです。

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 103,032,700株

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	6,799百万円
株式報酬費用	4,693
税務上の繰越欠損金	3,692
貸倒引当金	1,114
その他の引当金	679
その他	446
繰延税金資産合計	17,424
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,732
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,692
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△567
繰延税金負債合計	△567
繰延税金資産（△負債）の純額	△567

VIII 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	Aホールディングス(株)	東京都港区	100	持株会社	(被所有) (直接64.8%)	自己株式 の取得	自己株式 の取得 (注1)	68,188	—	—

(注1) 2021年12月3日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付けの方法により当社普通株式102,848,600株を1株当たり663円で取得しています。なお、1株当たりの買付価格は、1株につき金663円と、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日(2021年12月9日)の前営業日である2021年12月8日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して6%をディスカウントした金額である金687円(小数点以下第一位を切捨て)とを比較した、低い方の金額としました。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ヤフー(株)	東京都千代田区	300	ヤフー事業	所有 間接100%	役員の兼任 資金の貸付 役務の提供	資金の貸付(注1)	214,000	関係会社 短期 貸付金	348,000
							受取利息	3,763	その他	465
							被債務 保証 (注2)	506,250	—	—
子会社	LINE(株)	東京都新宿区	34,201	LINE事業	所有 間接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1)	35,000	関係会社 短期 貸付金	55,000
							100,000	関係会社 長期 貸付金	70,000	

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay カード(株)	東京都千代田区	100	クレジット、 カードローン、 信用保証業務	所有 間接100%	資金の貸付 資金の預り 債務保証	資金の貸付(注1)	—	関係会社 短期 貸付金	20,000
							資金の預り(注1)	—	関係会社 長期 貸付金	75,000
							169,000	預り金	169,000	
子会社	Zホールディングス中間(株)	東京都千代田区	1	持株会社	所有 直接100%	資金の預り	72,000	預り金	2,000	

(注1) 資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 主に金融機関からの借入等に関してヤフー(株)からの債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っていません。

Ⅹ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	309円95銭
1株当たり当期純利益	7円36銭

Ⅹ その他の注記

1. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	395,580百万円
貸出実行残高	257,670百万円
差引額	137,910百万円

2. 財務制限条項

当社の長期借入金（1年内返済予定を含む）の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。

- ・各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値以下であること。
 - (a) ネットレバレッジ・レシオ=ネットデット (b) ÷調整後EBITDA (c)
 - (b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行(株)の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。
 - (c) EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。